

労働委員会命令データベース

(この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。)

[命令一覧に戻る] [顛末情報]

概要情報

事件名	千石外3社
事件番号	大阪地労委 平成 5年(不)第28号 大阪地労委 平成 5年(不)第79号
申立人	全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
被申立人	有限会社イチモリ
被申立人	大阪輸送企業組合
被申立人	株式会社千石
被申立人	株式会社一森
命令年月日	平成 9年 6月26日
命令区分	一部救済(命令書主文に救済部分と棄却又は却下部分を含む)
重要度	
事件概要	<p><1> 株式会社一森から分離した有限会社イチモリの生コン運転手2名が組合の分会を結成し、イチモリ及び株式会社千石に対し、団交を申し入れたところ、千石がこれを拒否したこと、<2> イチモリの解散に伴い同2名を解雇したこと、<3> イチモリの解散により企業組合に移った生コン運転手3名が組合に加入し、組合が千石に団交を申し入れたところ拒否されたこと及び<4> 大阪輸送企業組合が同3名の就労を拒否したことが争われた事件で、<1> (株)一森及び(有)イチモリに対し組合員2名の解雇がなかったものとしての取扱い及びバックペイ(年5分付加)、<2> (株)一森に対し組合員2名の解雇通告に関する団交応諾、<3> 企業組合に対し組合員3名の就労拒否がなかったものとしての取扱い及びバックペイ(年5分付加)、<4> (株)一森、(有)イチモリ及び企業組合に対し文書手交を、それぞれ命じ、その余の申立ては却下した。</p>
命令主文	<p>主 文</p> <p>1 被申立人株式会社一森及び同有限会社イチモリは、同有限会社イチモリによる申立人組合員X1及び同X2に対する平成5年4月27日付け解雇がなかったものとし、被申立人株式会社一森は、同日以降同人らを同社の従業員として取り扱い、解雇の翌日から就労させる日までの間、同人らが得たであろう賃金相当額及びこれに年率5分を乗じた金額を支払わなければならない。</p> <p>2 被申立人株式会社一森は、申立人から平成5年5月26日付けで被申立人有限会社イチモリに対して申入れのあった団体交渉を同株式会社一森に対して申入れのあったものとして取り扱い、これに速やかに応じなければならない。</p> <p>3 被申立人大阪輸送企業組合は、申立人組合員X3、同X4及び同X5を従業員として取り扱うとともに、平成5年11月12日以降同人らに対して行った就労拒否がなかったものとして取り扱い、同日以降同人らが就労しておれば得たであろう賃金相当額(同年4月から同年8月の間に支払われた賃金と同様の計算方法により算定したもの)及びこれに年率5分を乗じた金額を支払わなければならない。</p> <p>4 被申立人株式会社一森及び同有限会社イチモリは、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。</p> <p>記</p> <p>年 月 日</p> <p>全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部 執行委員長 X6 殿</p> <p>株式会社一森 代表取締役 Y1 有限会社イチモリ 清算人 Y2</p> <p>下記の行為は、大阪府地方労働委員会において、労働組合法第7条第1号、第2号及び第3号に該当する不当労働行為であると認められました。今後このような行為を繰り返さないようにいたします。</p> <p>記</p> <p>(1) 責組合員X1氏及び同X2氏を平成5年4月27日付けで解雇したこと。 (2) 責組合から平成5年5月26日付け団体交渉申入書で申入れのあった団体交渉に応じなかったこと。</p> <p>5 被申立人大阪輸送企業組合は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。</p> <p>記</p> <p>年 月 日</p> <p>全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部 執行委員長 X6 殿</p>

	<p style="text-align: center;">大阪輸送企業組合 代表理事 Y3</p> <p>当企業組合が行った下記の行為は、大阪府地方労働委員会において、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると認められました。今後このような行為を繰り返さないようにいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>貴組合員X3氏、同X4氏及び同X5氏に対し平成5年11月12日以降就労拒否を行ったこと。</p> <p>6 申立人の被申立人らに対するその他の申立ては却下する。</p>
<p>判定の要旨</p>	<p>1800 会社解散・事業閉鎖 3010 労組法7条1号(不利益取扱い、黄犬契約)と競合 イチモリの解散及び組合員2名の解雇は、組合から指摘された無免許営業、過積載等の解消に藉口して、組合員2名を生コン運送業務から排除することを企図してなされたものであり、組合員であるがゆえに不利益に取り扱うとともに組合そのものを排除しようとするものであって、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。</p> <p>2242 回答なし イチモリは、組合から組合員2名の解雇撤回等を議題とする団交申入れを受けており、この団交申入れに応じるべき義務があるところ、一切応じていないのであり、かかるイチモリの行為は労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。</p> <p>4916 企業に影響力を持つ者 一森とイチモリは人的、資本的及び場所的に一体のものであり、それをあえて別法人としたのは、イチモリを生コン運送において労働組合対策を兼ねたものとして設立したからであって、本件労働関係においては両者は事実上同一のものと判断される。</p> <p>5144 不当労働行為でないことが明白 一森及びイチモリの生コン運転手は、千石とは独立した法人であるイチモリ又は一森の労務指揮監督の下にあり、労働組合法上の使用者は一森及びイチモリであると判断するのが相当であって、千石が組合員2名の解雇及び団交申入れに係る千石に対する請求は却下する。</p> <p>1401 労務の受領拒否 企業組合は、組合員3名が申立人組合に加入したことを嫌悪し、同人らが企業組合の従業員であることを否定するために償却制かリース制かの選択を強要し、これを拒否した同人らに対し、陸運支局のミキサー車使用禁止という行政処分を契機として企業組合から排除するために就労拒否を行ったものと判断され、かかる企業組合の行為は労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。</p> <p>5144 不当労働行為でないことが明白 企業組合は中小企業等協同組合法に基づき設立されたもので、イチモリとは全く別法人であること、また、その運営の実態についても、陸運支局の行政指導以降は此花支部において経理の明確化、役員を選出等がなされ法人としての実体的な運営が行われていたことが認められ、これらの事実からすると企業組合は独立した主体と判断されるから、千石に対して申入れられた9.6回交申入れを企業組合に対して申入れられたものとみることはできないので、9.6回交申入れについての企業組合に係る申立ては却下する。</p> <p>5144 不当労働行為でないことが明白 千石は9.6回交申入れ及び組合員3名の就労拒否に関して使用者たる地位になく、また、イチモリは9.6回交申入れの相手方ではなく組合員3名の就労拒否に関して使用者たる地位にないため、千石及びイチモリに対する9.6回交申入れ及び組合員3名に対する就労拒否に係る申立ては却下する。</p> <p>4402 企業閉鎖・偽装解散と救済 イチモリについては、既に解散決議が行われており、その登記もなされているから、一森に対し、主文1及び2のとおり命じるのが相当である。</p> <p>4408 バックペイが認められなかった例 組合は、平成5年11月2日から同月11日の間のX3ら3名に対する就労拒否についても救済を求めるが、同期間は企業組合が陸運支局からミキサー車の使用禁止という行政処分を受けていた期間であるので、救済に当たってはこの期間を除外するのが相当である。</p> <p>4614 文書手交のみを命じた例 組合は、謝罪文の掲示を求めるが、文書手交をもって足りると考える。</p>
<p>業種・規模</p>	<p>道路貨物運送業</p>

掲載文献	不当労働行為事件命令集108集327頁
評釈等情報	

[\[先頭に戻る\]](#)

顛末情報

事件番号／行訴番号	命令区分／判決区分	命令年月日／判決年月日
中労委 平成 9年(不再)第25号	一部変更(初審命令を一部取消し)	平成13年 1月17日 決定
東京地裁 平成13年(行ウ)第86号	救済命令の一部取消し	平成14年 4月10日 判決
東京高裁 平成14年(行コ)第140号	控訴の棄却	平成15年 1月21日 判決
中労委 平成15年(不再)第8号	再審査棄却(初審命令をそのまま維持)	平成15年11月 5日 決定

[\[全文情報\]](#) この事件の全文情報は約422KByteあります。また、PDF形式になっていますので、ご覧になるにはAdobe Reader(無料)のダウンロードが必要です。

労働委員会命令データベース

(この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。)

[命令一覧に戻る] [顛末情報]

概要情報

事件名	千石外3社
事件番号	中労委 平成 9年(不再)第25号
再審査申立人	全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
再審査申立人	有限会社イチモリ
再審査申立人	大阪輸送企業組合
再審査申立人	株式会社一森
再審査被申立人	株式会社一森
再審査被申立人	全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
再審査被申立人	有限会社イチモリ
命令年月日	平成13年 1月17日
命令区分	一部変更(初審命令を一部取消し)
重要度	
事件概要	<p>①建築資材販売等を営む千石、千石を荷主として生コン運送業務を行っていた一森及び一森の代表取締役が設立したイチモリを相手方として、分会員X1らの解雇等に関する団交拒否、並びに、②生コン運転手で組織する企業組合、千石及びイチモリを相手方として、X2ら3名が分会に加入した際に申し入れた団交拒否及び企業組合の同人らに対する就労拒否が争われた事件で、①一森及びイチモリに対して、X1ら2名の解雇がなかったものとしての取扱い及びバックペイ(年5分付加)、文書手交を、②一森に対してX1らの解雇等についての団交応諾を、X2ら3名の就労拒否がなかったものとしての取扱い、バックペイ(年5分加算)、文書手交を命じ、その余の申立てを却下した初審命令を変更して、一森に対して分会員2名の解雇がなかったものとしての取扱い、バックペイ(年5分加算)、X1らの解雇等についての団交応諾、文書手交を命じ、千石、イチモリに対する申立てを却下し、その余の申立てを棄却した。</p>
命令正文	<p>I 初審命令正文を次のとおり変更する。</p> <p>1 株式会社一森は、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部千石分の組合員X1及びX2に対する平成5年4月27日付け解雇がなかったものとして取り扱い、同人ら各自に対し、解雇の翌日から就労させるまでの間、同人らが得たであろう賃金相当額及びこれに各月分の賃金支払日の翌日から支払済みまで年率5分を乗じた金額を支払わなければならない。</p> <p>2 株式会社一森は、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部の平成5年5月26日付けの団体交渉申し入れ書による団体交渉申し入れに対し、速やかに応じなければならない。</p> <p>3 株式会社一森は、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部 執行委員長 X3 殿</p> <p style="text-align: right;">株式会社 一 森 代表取締役 Y1</p> <p>下記の行為は、中央労働委員会において、労働組合法第七条第一号、第二号及び第三号に該当する不当労働行為であると認められました。 今後このような行為を繰り返さないようにします。</p> <p>(1) 貴組合員X1及びX2を平成5年4月27日付けで解雇したこと。 (2) 貴組合から平成5年5月26日付け団体交渉申し入れ書で申し入れた団体交渉に応じなかったこと。</p> <p>4 全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部の株式会社千石及び有限会社イチモリに対する救済申立てを却下し、その余の救済申立てを棄却する。</p> <p>II その余の本件再審査申立てを棄却する。</p>
判定の要旨	4916 企業に影響力を持つ者 X1ら2名の解雇は、一森の代表者の労働組合に関する発言、イチモリ解散の時

期等からすると、同人が分会の結成を嫌い、無免許営業、過積載等の違法状態を解消することを口実にイチモリを解散し、もって同人らを解雇したものであるべきであり、一森による労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為であるとされた例。

4916 企業に影響力を持つ者
千石が本件生コン運転手らの労働条件や労務管理上の指揮監督を通して、X2ら3名の労働条件について実質的な支配力ないし影響力を行使していたとは認められず、また、企業組合は千石、一森及びイチモリとは全く別個の独立した法人としての実態を有しており、千石が企業組合における本件生コン運転手らの処遇や労務管理等について支配力ないし影響力を行使できる立場にあったとはいえないから、千石に対するX2ら3名に対する就労拒否に係る救済申立ては、却下するとされた例。

4908 営業譲渡後の譲受人
千石は本件生コン運転手らの労働組合法上の使用者ではないから、千石に対するX1ら2名の解雇等に関する団交申し入れに係る救済申立ては、却下するとされた例。

1401 労務の受領拒否
企業組合のX2ら3名に対する就労拒否は、企業組合員が同人らは同組合に組合員として加入した者であり従業員として雇用したのではないとしていたのに対し、X2ら3名は従業員としての就労を求める態度であったために行われたものであり、同人らが分会に加入したことを嫌悪してなされたものということはできないとされた例。
* * * * * 119?35. TXT Page 2

4908 営業譲渡後の譲受人
一森の代表者が、本件生コン運転手に対しイチモリとの間の雇用関係に遺構することについて明確な説明も必要な手続きも行っていない等の事情の下あって、X1ら2名の解雇等に関する団交申し入れは本件生コン運転手らの使用者である一森に対して行われたものであり、一森としてその申し入れに応ずるべきものであるから、一森がこれに応じないことは、労働組合法第7条第2号の不当労働行為にあたるとされた例。

4908 営業譲渡後の譲受人
イチモリはX1ら2名の使用者ではないから、イチモリに対するX1ら2名の解雇等に関する団交申し入れに係る救済申し立ては、却下すべきであるとされた例。

4908 営業譲渡後の譲受人
X2ら3名が分会に加入した際の団交申し入れは、千石に対してのみなされており、イチモリ及び企業組合には行われておらず、千石は同人らの労働組合法上の使用者に該当しないから、同団交申し入れに対する救済申し立ては、却下するとされた例。

4908 営業譲渡後の譲受人
本件生コン輸送に関して、千石とイチモリ及び一森は非常に緊密な関係にあったことはいかかわらず、千石が、一森及びイチモリの本件生コン運転手らの賃金の決定等の労働条件や労務管理上の指揮監督を通して同人らの労働条件について実質的な支配力ないし影響力を行使していたという事実は認められず、千石は、本件生コン運転手らの労働組合法上の使用者であるとわいえないとされた例。

4908 営業譲渡後の譲受人
イチモリの設立によって本件生コン運転手らとの労働関係において変更が生じたのは給与等の振込に当たって一森に代えてイチモリの名義が使用されるようになったことのみであり、一森の代表者はイチモリとの間の雇用関係に移行することについて必要な措置も手続きも行っていないことからすると、本件生コン運転手らの使用者はイチモリ設立後も依然一森であり、イチモリは、X1ら2名との関係において使用者に当たるとはいえないとされた例。

業種・規模	道路貨物運送業
掲載文献	別冊 中央労働時報1254号306頁
評釈等情報	中央労働時報 2001年5月 983号 16頁

[先頭に戻る]

顛末情報

事件番号／行訴番号	命令区分／判決区分	命令年月日／判決年月日
大阪地労委 平成5年(不)第28号／他	一部救済(命令書主文に救済部分と棄却又は却下部分を含む)	平成9年6月26日 決定

労働委員会関係裁判例データベース

[判例一覧に戻る] [顛末情報]

概要情報

事件名	千石 外2社
事件番号	東京地裁平成13年(行ウ)第86号
原告	全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
被告	中央労働委員会
被告参加人	株式会社千石
被告参加人	大阪輸送企業組合
判決年月日	平成14年 4月10日
判決区分	救済命令の一部取消し
重要度	
事件概要	<p>本件は、株式会社千石、株式会社一森及び有限会社イチモリが、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部の千石分会の組合員X1ら2名を解雇したこと及び平成5年5月26日付け団体交渉申入れに応じなかったこと、並びに、大阪輸送企業組合、千石及びイチモリが、組合からの同年9月6日付け団体交渉申入れに応じなかったこと及び同分会の組合員X2ら3名に対して就労を拒否したことが、不当労働行為であるとして申立てがあった事件である。</p> <p>初審大阪地労委は、(1)一森及びイチモリは組合員X1ら2名の解雇をなかつたものとし、一森において同人らを従業員として取り扱い、バック・ペイを支払うこと、(2)一森は、平成5年5月26日付け団体交渉申入れに速やかに応じること、(3)企業組合は、組合員X2ら3名を従業員として取り扱い、バック・ペイを支払うこと等を命じ、その余の申立てを却下した。これを不服として、労使双方から再審査の申立てがなされ、中労委は、初審命令を一部変更して、イチモリに対する救済申立てを却下し、その余の各再審査申立ては棄却したところ、組合は、これを不服として行政訴訟を提起した。</p> <p>東京地裁は、X1ら2名の解雇及び5. 26団交申入れについてイチモリは労組法上の使用者に当たるとして、中労委命令のうち、イチモリに対する救済申立てを却下した部分について取り消し、組合のその余の請求を棄却した。</p>
判決主文	<p>本件上告を棄却する。 本件を上告審として受理しない。</p>
判決の要旨	<p>4910 事業廃止に伴う新経営者 イチモリの設立自体により一森からイチモリに変わることは伝えられている上、現実に同運転手らに対する給料等の支払がイチモリ名義で行われ、同運転手らもこれを受領していること、一森当時とイチモリ設立後において、同運転手らの就労の実態、労働条件、労務、賃金等の管理事務全般の担当者等に変化がないこと、X1ら2名に対する本件解雇についての解雇予告手当や解雇通告書もイチモリ名義でされていることからすれば、同運転手らについての雇用関係が一森からイチモリに承継されたかどうかはともかく、イチモリは、同運転手らの労働条件について支配、決定できる地位にあったといえることができるから、前記の説明や手続が行われなかったことをもって、イチモリがX1ら2名を初めとする一森に採用された生コン運転手らについて使用者に当たらないとすることはできない。</p> <p>4910 事業廃止に伴う新経営者 千石と一森及びイチモリは、その役員、資本、本店所在地において全く異なる別個の法人であること、本件生コン運転手らは、主にX2が請け負った阪南産業の生コン運送に従事し、平成4年9月25日以降は、千石が第1プラントで製造した生コンを運送しているのであるが、本件生コン運転手らの採用、控室の管理、給料制の生コン運転手の担当車両の決定、本件生コン運転手らへの指導、休暇の管理、生コン運転日報の整理、給料の計算等の労務管理等についてはもっぱらが行っており、千石が行っていたのは、配車係が配車順をIと相談することや、ユーザーからの苦情について、本件生コン運転手らから事情聴取を行うことといった程度であったことからすれば、千石がX1ら2名をはじめとする本件生コン運転手について、その労務や賃金等の管理、労働条件等を支配、決定できる地位にあったとはいえないから、千石と一森及びイチモリとの間に緊密な関係があるからといって、千石がX1ら2名をはじめとする本件生コン運転手の使用者であるとすることはできない。</p> <p>6160 訴訟参加 企業組合は、企業組合がX2ら3名の使用者に当たるとした上で不当労働行為を認めなかった本件命令について不服申立てをしておらず、単に被告に補助参加しているにすぎないところ、原告は、企業組合はX2ら3名の使用者であると主張し、被告もこれを認めているのであるから、被告の補助参加人である企業組合のこの主張は、被告の訴訟行為と抵触するものであって効力を生じないものというほか</p>

	<p>はない。当裁判所は、企業組合がX2ら3名の使用者であることを前提に、企業組合がしたX2ら3名に対する就労拒否の不当労働行為性を判断せざるを得ない。</p> <p>1401 労務の受領拒否 3700 使用者の認識・嫌悪 企業組合がX2ら3名の使用者であるとしても、X2ら3名が就労を拒否された経緯からすれば、X2ら3名に対する就労拒否は、企業組合が、X2ら3名は組合員として企業組合に加入したものであり、企業組合の組合員は事業主でなければならず、給料制の運転手は認められないとしていたのに対し、X2ら3名の側では、あくまで企業組合に雇用されたと主張し、従業員としての就労を求める態度であったために行われたものであることが明らかである。企業組合において、X2ら3名が原告千石分会に加入したことを嫌悪し、そのことの故にその就労を拒否したことを認めるに足りる証拠はない。</p> <p>4916 企業に影響力を持つ者 千石と一森及びイチモリとは、全く別の法人であり、千石が1ら2名を含む本件生コン運転手らについて、その労務や賃金等の管理、労働条件等を支配、決定できる地位にあったとはいえない。また、企業組合に加入したX3についても、企業組合は世界産業の代表取締役Eが設立し、支配していたもので、千石、一森及びイチモリとは全く別個の組織形態を有する独立した法人としての実態を有しており、千石が、企業組合に加入したX3を含め、企業組合の組合員について、その労務や賃金等の管理、労働条件等を支配、決定できる地位にあったことを認めるに足りる証拠はないから、千石がX2ら3名についての使用者であるとすることはできない。</p> <p>4911 解散事業における使用者 企業組合は、世界産業の代表取締役Y1が設立し、支配していたものであって、一森及びイチモリとは全く別個の独立した法人としての実態を有していた。また、一組合員として企業組合に加入しており、企業組合の理事であったこともないし、組合員X2ら3名も、Iと同時期以降に企業組合に加入しているところ、平成5年4月26日にはイチモリは有効に解散しているのである。¥r¥nしたがって、イチモリが解散した後は、イチモリが企業組合の組合員であるX2ら3名について、その労務や賃金等の管理、労働条件等を支配、決定できる地位にあったとはいえないから、イチモリがX2ら3名についての使用者であるとすることもできない。</p> <p>2130 雇用主でないことを理由 千石及びイチモリは、X2ら3名について、労組法上の使用者には該当しない。原告は、9. 6団交申入れにおいて、千石に対してのみ団交の申入れをしており、イチモリ及び企業組合に対しては、団交の申入れをしていないことは明らかである。したがって、その余の点について判断するまでもなく、原告の9. 6団交申入れについての救済申立ては却下を免れない。その余の点について判断するまでもなく、原告の9. 6団交申入れについての救済申立ては却下を免れない。</p>
業種・規模	窯業・土石製品製造業
掲載文献	労働委員会関係裁判例集37集267頁
評釈等情報	

[先頭に戻る]

顛末情報

行訴番号／事件番号	判決区分／命令区分	判決年月日／命令年月日
大阪地労委平成5年(不)第28号／他	一部救済(命令書主文に救済部分と棄却又は却下部分を含む)	平成9年6月26日 決定
中労委平成9年(不再)第25号	一部変更(初審命令を一部取消し)	平成13年1月17日 決定
東京高裁平成14年(行コ)第140号	控訴の棄却	平成15年1月21日 判決
中労委平成15年(不再)第8号	再審査棄却(初審命令をそのまま維持)	平成15年11月5日 決定

労働委員会関係裁判例データベース

[判例一覧に戻る] [顛末情報]

概要情報

事件名	千石外2社
事件番号	東京高裁平成14年(行コ)第140号
原告	全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
被告	中央労働委員会
被告参加人	株式会社千石
被告参加人	大阪輸送企業組合
被告参加人	有限会社イチモリ
判決年月日	平成15年1月21日
判決区分	控訴の棄却
重要度	
事件概要	<p>本件は、株式会社千石、株式会社一森及び有限会社イチモリが、(1)全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部の千石分会の組合員2名を解雇したこと、(2)平成5年5月26日付団体交渉申入れに応じなかったこと、(3)大阪輸送企業組合、千石及び有限会社イチモリが、組合からの平成5年9月6日付団体交渉申入れに応じなかったこと、(4)同分会の組合員3名に対して就労を拒否したことが、不当労働行為であるとして争われた事件である。</p> <p>大阪地労委は、(1)株式会社一森及び有限会社イチモリは組合員2名の解雇をなかったものとし、株式会社一森において同人らを従業員として取り扱い、バック・ペイを支払うこと、(2)株式会社一森は、平成5年5月26日付団体交渉申入れに速やかに応じること、(3)企業組合は、組合員3名を従業員として取り扱い、バック・ペイを支払うこと等を命じ、その余の申立てを却下したところ、これを不服として労使双方から再審査の申立てがなされ、中労委は、初審命令のうち、有限会社イチモリに対する救済申立てを却下し、企業組合に対して命じた部分を取り消し、その余の各再審査申立てを棄却したところ、組合は、これを不服として東京地裁に行政訴訟を提起した。</p> <p>同地裁は、中労委命令中、有限会社イチモリに対する救済申立てを却下した部分を取り消し、その余の請求を棄却するとの判決を言い渡し、中労委及び組合は、これを不服として東京高裁に控訴したが、同高裁は、各控訴をいずれも棄却した。</p>
判決主文	<p>1 本件控訴を棄却する。</p> <p>2 控訴費用は、控訴人の負担とする。</p>
判決の要旨	<p>6222 団体交渉拒否 イチモリは、法律上有効に設立された有限会社であり、一森から事業資産を引き継いだほか労務管理を行っていたのであるから、X1ら2名の労働条件等を支配、決定できる地位にあったと認められ、組合は、このような法的にも実体的にも存在するイチモリに対しても救済を求めている以上、これが実態がないものとして救済利益を否定する必要もなく、また、イチモリは、社員総会の決議により解散し、その登記を行っていることが認められるが、このことは一森に対する救済の内容が限定されることがあるにとどまり、イチモリに対する救済利益を否定する事情とはいえないから、イチモリは、X1ら2名に対する本件解雇及びこれらに関連する組合からの5. 26団交申入れについて、労働組合法7条の「使用者」に当たる。</p> <p>5144 不当労働行為でないことが明白 千石と一森及びイチモリとの間にも、人的なつながりや取引上において、緊密な関係にあったといえることができるが、他方で、千石と一森及びイチモリは、その役員、資本、本店所在地において全く異なる別個の法人であること、本件生コン運転手らの労務管理等についてはもっぱらX2が行っており、千石が行っていたのは、配車係が配車順をX2と相談することや、ユーザーからの苦情について、本件生コン運転手らから事情聴取を行うことといった程度であったことからすれば、千石がX1ら2名を初めとする本件生コン運転手について、その労務や賃金等の管理、労働条件等を支配、決定できる地位にあったとはいえず、千石は、X1ら2名に対する本件解雇及びこれらに関連する組合からの5. 26団交申入れについて、労働組合法7条の「使用者」に当たらない。</p> <p>6160 訴訟参加 組合は、企業組合はX2ら3名の使用者であると主張し、中労委もこれを認めるが、企業組合は行政事件訴訟法第22条による補助参加人といえ、共同訴訟的補助参加人の地位にあるので、被参加人である中労委の訴訟行為と抵触する行為をすることができるから、企業組合がX2ら3名の使用者であることを否認する以上、中労委の自白を前提に判断することはできない。</p>

<p>1302 就業上の差別 企業組合がX2ら3名の使用者であるとしても、同人らに対する就労拒否は、事業主以外の地位に基づく経済活動を認めない姿勢を明確にしたものにすぎず、企業組合において、X2ら3名が組合分会に加入したことを嫌悪し、同人らが企業組合の従業員であることを否定するため、償却制かリース制かの選択を強制し、これを選択しないことを口実として、その就労を拒否したことを認めるに足る証拠がないから、不当労働行為に当たらないとした原判決は相当である。</p> <p>5144 不当労働行為でないことが明白 千石は一森及びイチモリを介してX2ら3名の労務や賃金等の管理、労働条件等を支配、決定できる地位にあったとはいえず、また、企業組合を介して、企業組合の組合員について、その労務や賃金等の管理、労働条件等を支配、決定できる地位にあったとはいえないから、千石がX2ら3名の使用者であるとするにはできないとした原判決は相当である。</p> <p>5144 不当労働行為でないことが明白 千石と一森及びイチモリは、人的なつながりや取引上において、緊密な関係にあったが、他方で、全く異なる別個の法人であり、千石が、一森及びイチモリを介して、組合員X2ら3名を初めとする生コン運転手について、その就労や賃金等の管理、労働条件等を支配、決定できる地位にあったとはいえず、また、企業組合は、千石、一森及びイチモリとは全く別個の組織形態を有する独立した法人としての実態を有しており、千石が、企業組合を介して、企業組合の組合員等の就労者について、その就労や賃金等の管理、労働条件等を支配、決定できる地位にあったと認めるに足る証拠がないから、千石が組合員X2ら3名について労働組合法7条の「使用者」に当たらない。</p> <p>5144 不当労働行為でないことが明白 組合は、9.6団体交渉申入れにおいて、千石に対してのみ団体交渉の申入れをしており、企業組合に対しては、団体交渉の申入れをしていないことは明らかであるから、組合の9.6団体交渉申入れの救済申立ては却下を免れないとした原判決は相当である。</p>	
業種・規模	道路貨物運送業
掲載文献	
評釈等情報	中央労働時報 2003年10月10日 1018号 57頁

[\[先頭に戻る\]](#)

顛末情報

行訴番号／事件番号	判決区分／命令区分	判決年月日／命令年月日
大阪地労委平成5年(不)第28号／他	一部救済(命令書主文に救済部分と棄却又は却下部分を含む)	平成9年6月26日 決定
中労委平成9年(不再)第25号	一部変更(初審命令を一部取消し)	平成13年1月17日 決定
東京地裁平成13年(行ウ)第86号	救済命令の一部取消し	平成14年4月10日 判決
中労委平成15年(不再)第8号	再審査棄却(初審命令をそのまま維持)	平成15年11月5日 決定